

令和7年7月

関税評価に係る包括申告の添付書類に係る簡素化に関する質問及び回答

(添付書類に係る簡素化の対象)

Q 1. 包括申告の添付書類に係る簡素化の対象を教えてください。

A 1. 特例輸入者又は認定通関業者が行う包括申告のうち、次のいずれも満たす場合は、価格表等の書類の添付を省略することができます。^{注1}

(1) 添付書類の内容が、適用期間中の包括申告^{注2}の添付書類から内容の変更がない場合^{注3}

(2) N A C C S の「包括評価申告（H O C）」業務を利用した場合^{注4}

なお、添付書類を省略できる場合に該当するかについては、特例輸入者又は認定通関業者において適切にご判断いただけますようご留意願います。

注1 税関が審査上必要と認める書類について、追加で提出を求める場合があります。

注2 「包括評価申告（H O C）」業務により申告したものに限ります。よって、「汎用申請（H Y S）」業務や、「輸入貨物の評価（個別・包括）申告書（C-5300、5310）」を利用した包括申告は対象外です。

注3 適用期間中の包括申告（以下「旧包括申告」と言います。）において簡素化を適用し、添付を省略した書類については、その省略した書類から変更がない場合をいいます。

注4 旧包括申告の受理番号を「旧包括評価申告受理番号」欄に入力してください。また、添付を省略しようとする旨として備考欄に「T E N P U S Y O R Y A K U」と入力してください。

(適用開始日)

Q 2. 包括申告の添付書類に係る簡素化はいつから適用できますか。

A 2. 「包括評価申告（H O C）」業務は、令和7年10月12日のN A C C S 更改以後に利用可能となります。簡素化については、そのH O C業務を利用した包括申告の添付書類の内容に変更のない新規の申告を行うとき又は変更の届出を行うときから適用できることとなります。

(特例輸入者又は認定通関業者が行う包括申告)

Q 3. 「特例輸入者又は認定通関業者が行う包括申告」はどういったものでしょうか。

A 3. 「包括評価申告（H O C）」業務の輸入者氏名又は輸入者コード欄に特例輸入者名・特例輸入者のコードが入力された包括申告若しくは代理人コード欄に認定通関業者のコードが入力された包括申告をいいます。

(添付省略した書類の適切な管理方法)

Q 4. 包括申告の添付書類に係る簡素化の適用を受け、添付を省略した書類の適切な管理方法を具体的に教えて下さい。

A 4. 簡素化の適用を受けるための適切な管理については、包括申告の内容に応じて、添付を省略した課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類の保管を適切に行っていただくことをいい、具体的な管理方法については、AEO輸入者又はAEO通関業者に委ねることとしています。

なお、認定通関業者が代理人として申告を行う場合でも、輸入者は添付を省略した関係書類の保管を適切に行う必要があります。

(適用期間中の包括申告)

Q 5. 「適用期間中の包括申告」とありますが、「包括評価申告（HOC）」業務を行った時点で適用期間中であれば適用できますか。

A 5. 「包括評価申告（HOC）」業務により、税関へ申告を行った時点で適用期間中の包括評価であれば適用可能です。なお、その後、税関の審査中に適用期間が満了した場合でも適用は可能ですが、申告予定がある場合には余裕をもって申告ください。

(添付書類の内容から変更がない場合)

Q 6. 「旧包括申告に係る添付書類の内容から変更がない場合」とは、どういった場合でしょうか。

A 6. 新規の包括申告を行う際の添付書類の内容が、旧包括申告（適用期間中の包括申告）に添付した書類の内容から変更がない場合をいいます。

なお、インボイス価格の定率を仲介手数料として加算するとき、又は定額の金型の減価償却費を加算するときで、旧包括申告に係る添付書類として提出している契約内容等に変更がない場合等が考えられます。

包括申告の添付書類を省略しようとする場合は、「旧包括申告に添付した書類の内容から変更がない」ことを十分にご確認ください。特例輸入者が簡素化の適用を受ける場合は当該特例輸入者が、認定通関業者が代理人として申告を行い簡素化の適用を受ける場合は、輸入者及び当該認定通関業者が、「旧包括申告に添付した書類の内容から変更がない」ことを確認のうえ、書類の添付を省略してください。

注 旧包括申告において簡素化を適用し、添付を省略した書類については、その省略した書類から変更がない場合をいいます。

(変更届における簡素化適用)

Q 7. 包括申告に係る変更届においても、添付書類の簡素化は適用できますか。

A 7. 変更の届出を行う際の添付書類の内容が、変更前の包括申告に添付した書類の内容から変更がない場合^注は、添付を省略することができます。

例えば、輸入者住所や代理人氏名等を変更する場合で、添付書類の内容に変更がない場合が考えられます。

注 変更前の包括申告において簡素化を適用し、添付を省略した書類については、その省略した書類から変更がない場合をいいます。税関が審査上必要と認める書類について、追加で提出を求める場合があります。

(参考資料の変更)

Q 8. 関税法基本通達7-10-1に規定される添付書類ではなく、参考資料のみに変更がありました。添付書類の簡素化は適用できますか。

A 8. 適用可能です。なお、参考資料については、「申告添付登録（MSX）」業務ではなく「添付ファイル登録（MSB）」業務を利用して提出することも可能です。

注 関税法基本通達7-10-1に規定される添付書類とは、契約書、請求書、価格表等の課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類その他当該基礎に係る事実関係を証明するための書類であり、当該添付書類ではない資料については参考資料と扱われます。

(税関への事前相談)

Q 9. 添付書類の簡素化を適用する場合、包括申告又は変更の届出を行う前に税関へ相談する必要はありますか。

A 9. 事前に税関へ相談しなくとも差し支えありません。

Q 10. 令和8年4月以降、汎用申請業務において包括申告が、「包括評価申告」業務に完全移行するとのことです。令和8年3月以前に汎用申請業務で提出した包括申告について変更の届出を行いたい場合は、どうすればよいですか。

A 10. NACC Sで申請される場合は、「包括評価申告」業務を活用いただくことが可能です。その場合、汎用申請業務で提出された包括申告は撤回いただき、改めて「包括評価申告」業務では新規で申告していただければ、以降は「包括評価申告」業務により、変更の届出を行うことが可能となります。